第三級海上特殊無線技士試験問題

法 規 20間 30間 1時間 法 規

- (注) 次の各問題の記述について、正誤のいずれかを選び、答案用紙の答欄に正しく記入(マーク)すること。
- 1 船舶局を開設しようとする者は、総務大臣の免許を受けなければならない。
- 2 無線設備の設置を義務付けられていない漁船の船舶局の免許の有効期間は、免許の日から7年である。
- 3 電波の質とは、電波の型式、周波数及び空中線電力をいう。
- 4 第三級海上特殊無線技士の資格を有する者は、漁船の船舶局の空中線電力5ワットの無線電話で25,010kHz以上の周波数の電波を使用するものの国内通信のための通信操作を行うことができる。
- 5 第三級海上特殊無線技士の資格を有する者は、船舶局の空中線電力10キロワットのレーダーの外部の転換装置で電波 の質に影響を及ぼさないものの技術操作を行うことができる。
- 6 船舶局は、遭難通信を行う場合でも、免許状に記載された通信の相手方の範囲を超えて運用してはならない。
- 7 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、特定の相手方に対して行われる無線通信を傍受してその存在若しくは 内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。
- 8 船舶局は、相手局を呼び出そうとする場合において、遭難通信等を行う場合を除き、他の通信に混信を与えるおそれがあるときは、その通信が終了した後でなければ呼出しをしてはならない。
- 9 漁船の船舶局は、海岸局に至急漁況を通知する必要があるときは、自局の呼出しが他の既に行われている通信に混信を 与える旨の通知を受けても、そのまま呼出しを続けてよい。
- 10 漁船の船舶局は、自局に対する無線電話による呼出しを受けたとき、操業中であれば直ちに応答しなくてもよい。
- 11 船舶局が無線電話により試験電波を発射する場合、「本日は晴天なり」の連続及び自局の呼出名称の送信は、 10秒間を超えてはならない。
- 12 A3E電波27,524 k H z により遭難通信を行う場合は、呼出しの前に注意信号を送信することができる。
- 13 船舶局の無線電話による遭難呼出しは、次の事項を順次送信して行う。 ① メーデー(又は「遭難」)3回 ② こちらは 1回 ③ 遭難船舶局の呼出名称 1回
- 14 船舶局における遭難呼出しは、特定の無線局にあてなければならない。
- 15 船舶局は、遭難通信を受信したときは、他の一切の無線通信に優先して直ちにこれに応答する等、救助の通信に関し最善の措置をとらなければならない。
- 16 船舶局は、安全信号を受信したときは、その通信が自局に関係のないものであっても、最後までその安全通信を受信しなければならない。

- 17 漁船の船舶局(漁業の指導監督用のものを除く。)と漁業用海岸局(漁業の指導監督用のものを除く。)との間において行う漁業に関する無線通信は、漁業通信ではない。
- 18 電波法に違反した無線従事者は、3箇月以内の期間を定めてその業務に従事することを停止されることがある。
- 19 免許人は、その船舶局が遭難通信を行ったときは、総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない。
- 20 船舶局の免許状は、掲示を困難とするものを除き、主たる送信装置のある場所の見やすい箇所に掲げておかなければならない。